

令和8年度任用

熊本県福祉総合相談所会計年度任用職員募集案内

申込受付期間

随時募集します

1 職種、採用予定人数、業務内容及び勤務場所

職 種	採用予定 人数	業 務 内 容	変更の範囲
① 療育手帳心理判定員	2人	心理面接、心理検査による心理判定業務	雇入れ直後の従事すべき業務と同じ
② 児童一時保護所 心理判定員	2人	心理面接、心理検査による心理判定及び 心理治療業務	雇入れ直後の従事すべき業務と同じ

2 勤務条件等

(1) 職の区分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職

(2) 任用期間：任用開始日～令和9年3月31日

※ただし、上の職種については勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果再度の任用を行うことがあります。

(3) 勤務地：熊本県福祉総合相談所内（変更の範囲）変更なし

(4) 勤務時間、報酬等：

① 勤務時間・報酬日額 次表のとおり

② 通勤費用 実費相当額を支給

③ 期末手当 6月期：最大1.2625月、12月期：最大1.2625月

④ 勤勉手当 6月期：最大1.0625月、12月期：最大1.0625月

※1 実際の報酬日額は、次表金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。

※2 報酬等については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。（条例、人事委員会規則等が改正された場合は、当該改正を踏まえて額の決定や支給を行います。）

※3 概ね期末・勤勉手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額（各種手当に相当する報酬の支給額は除く。）に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。（勤勉手当は、人事評価の結果も踏まえて支給されます。）

職 種	勤務時間	報酬
① 療育手帳 心理判定員	<ul style="list-style-type: none"> ・月20日以内、週29時間以内 ・1日の勤務時間は次の時間の組み合わせとする ①午前9時から正午及び午後1時から午後4時までの6時間 ②午前9時から正午及び午後1時から午後3時までの5時間 	<ul style="list-style-type: none"> (6時間) 9,382～9,703円 (5時間) 7,818～8,086円
② 児童一時保護所 心理判定員	<ul style="list-style-type: none"> ・月16日以内で所属長が定める ・週29時間以内で1日の勤務時間は次の時間の組合せとする ①午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分までの7時間45分 ②午前8時30分から正午及び午後1時から午後3時15分までの5時間45分 	<ul style="list-style-type: none"> (7時間45分) 12,119～12,533円 (5時間45分) 8,991～9,298円

※いずれの職種も、上記勤務時間によりがたい場合は、所属長が別に指定した時間とする。

(5) 休憩時間：12:00～13:00

(6) 休日等：土、日、祝日

(7) 休暇等：年次有給休暇 あり（6ヶ月間継続勤務した場合）

※その他の有給休暇（公民権行使等）、無給休暇（介護休暇等）あり

(8) 社会保険：地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによります。

(9) 公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによります。

(10) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。

②児童一時保護所心理判定員については、採用時までの申告事項が事実と異なり、学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があると認められた場合その他職員として不適格であると認めた場合は、正式採用されないことがあります。

(11) 地方公務員法の適用：地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- ・ 服務の宣誓
- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・ 信用失墜行為の禁止
- ・ 秘密を守る義務

- ・職務に専念する義務
 - ・政治的行為の制限
 - ・営利企業への従事等の制限(パートタイム勤務の者を除く)等
- (12) 退職に関する事項：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例によります。

(13) 特記事項：②児童一時保護所心理判定員の業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

なお、確認の結果、特定性犯罪の前科があった場合及び誓約書や履歴書等を詐称した場合は任用されない可能性があります。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙①（参照条文）をご参照ください。

3 受験資格

(1) 資格又は免許等

職 種	資 格 要 件
① 療育手帳心理判定員	児童及び知的障がい者の福祉に関して広範な知識を有し、職務遂行の熱意と見識を有する者で、次に該当する者であること ・学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
② 児童一時保護所心理判定員	児童の福祉に関して広範な知識を有し、職務遂行の熱意と見識を有する者で、次に該当する者であること ・学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

(2) 全職種共通

次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の方法

○人物試験 <全職種共通>

個別面接による口述試験を実施します。

5 試験の日程・会場等

(1) 日 時：申込者と協議して決定した日<随時実施>

(2) 会 場：熊本県福祉総合相談所

熊本市東区長嶺南2丁目3-3

電話096-381-4411

(3) 合格発表：面接実施後5日以内に電話により通知

6 申込手続等

申 込 手 続	申 込 先	熊本県福祉総合相談所 心理判定課 〒861-8039 熊本市東区長嶺南2丁目3-3 (電話)096-381-4420
	申 込 方 法	◎申込書、ハローワークの紹介状、各職種の資格要件に係る免許証・資格証書の写しを、上記申込先へ郵送又は持参してください。 ----- ※申込書に必要事項を記入のうえ、所定の箇所に写真を貼ってください。 ※申込書の「職種」欄には、希望する職種を必ず記入してください。 ※写真（申込前3ヶ月以内に撮影したもので、本人と確認できるもの。縦3.5cm×横3cm程度）は、裏面に氏名と生年月日を記入して所定の箇所に貼ってください。 ※郵送の場合は、必ず特定記録郵便にし、封筒の表に『福祉総合相談所会計年度任用職員申込』と朱書してください。
	受 付 期 間	令和8年6月1日（月）～随時 持参又は郵送してください。 <持参の場合> （受付時間）午前8時30分～午後5時15分まで ※土曜日、日曜日、祝日は、閉庁日のため受付できません。

7 採用方法等

(1) 最終合格者については、職種ごとに「熊本県会計年度任用職員任用者名簿」に登載し、会計年度任用職員の採用が必要な時期に成績の上位者から採用します。

(2) 合格の有効期間は、合格発表の日から令和9年3月31日までとしますが、有効期間内の任用者数が合格者数よりも少ない場合は採用されないこともあります。

8 試験結果の情報提供について

この試験の結果については、以下のとおり情報の提供を求めることができます。

受験者本人が①受験票又は合格通知書及び②本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険証等）を持参の上、提供可能期間中の午前8時30分から午後5時15分までの間に直接提供場所へお越しください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受付をすることができません。

なお、電話、メール、郵便等による提供の求めに対しては提供できません。

試験職種	提供を求めることができる人	提供する内容	提供可能期間	提供場所
① 療育手帳心理判定員 ② 児童一時保護所心理判定員	受験者本人	総合順位 及び 総合得点	合格発表の日 から1か月間	熊本県福祉 総合相談所

◎ 問い合わせ先

熊本県福祉総合相談所 心理判定課

〒861-8039 熊本市東区長嶺南2丁目3-3 電話 096-381-4420

◎ 試験会場案内図

